

(3) 選択科目履修規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第 13 条第 8 項の規定に基づき、学科選択科目の履修に関する事項を定める。

(選択科目の履修方法)

第 2 条 選択科目の履修にあたっては、年度始めに受講願を提出しなければならない。

(他学科の授業科目の履修)

第 3 条 5 年生は、教育上支障がない場合は、他学科の 5 年生の選択科目（実習系科目を除く）を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定に基づき修得した単位は、4 単位を超えない範囲で専門科目の選択科目標準修得単位とみなすことができる。

附 則（平成 15. 3. 28）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

(この間の附則省略)

附 則（平成 31. 3. 13）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。